

# 令和2年度給水装置工事主任技術者講習会

## 給水装置工事に係る諸注意と 中高層建築物等直結式給水の解説

静岡市上下水道局 お客様サービス課 給水装置係

## 給水装置工事に係る諸注意

・申込書提出前に必ず現地確認を行ってください。

※マッピングの情報はあくまで参考です。

- ・給水管の有無、位置
- ・出水確認
- ・管種、口径 など

必ず現地を確認し、  
把握したうえで申込書の提出をお願いします。



【道路を掘削する場合は  
より入念な事前調査を行ってください。】

## 完成検査

### ・残留塩素測定器

試薬を使用するもの、デジタル式、どちらでもOK

試薬を使用する場合・・・

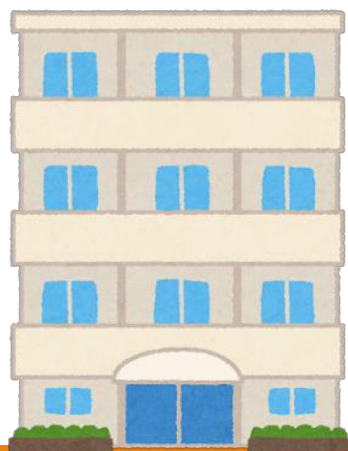
色の濃淡がはっきりわかるように写真を撮ってください。  
背景が白、かつ明るいところだととても見やすい。

デジタル式を使用する場合・・・

測定器の使用方法に従い、測定を行うこと。

## ・中高層建築物の残留塩素測定

最上階の各部屋のみでもOK

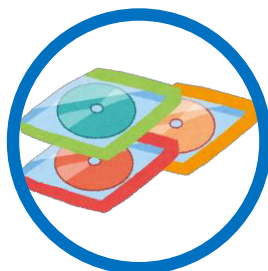


## ・写真の提出方法

CDなどによるデータでの提出でもOK

データで提出する際のファイル形式などは個別に協議をお願いします。

※送受信できる容量に制限があるため、メールでの提出は不可です。



## ・各種立会い検査について

一週間前までに予約をしてください。

特にバルブ操作の場合・・・

場合によっては**下見の必要がある**ため、穿孔日が決まり次第早めの予約を！

配水管の断水を伴う作業等の場合・・・

別途協議をし、日時を指定させていただく場合があります。

## ・井水切替に伴う立会い水圧試験

ご希望の場合は**メーターを持参**します。予約してください。

(立会い前に自社検査をすることをオススメします。)

井戸枯れや水質の悪化など

至急窓口又は電話にてご相談ください。

可能な限り迅速な対応をさせていただきます。



## ・井水切替、井水併用の場合の 下水道使用料変更手続きについて

切替日や入居日を3階お客様サービス課検針係まで  
確実に連絡してください。

正しく下水道使用料を賦課するため、ご協力ください。

## ・写真の撮り方について

とても見やすく、分かりやすい写真帳が増えてきています！  
ご協力いただきましてありがとうございます。

見やすい写真帳、写真の共通点

- ①撮る方向が統一されている。(南から北に向かって撮るなど)
- ②順序良く並べられている  
(例:メーター→屋外配管→ヘッダー→各水栓)
- ③全体→詳細の構成になっていて、どこを撮ったものかわかりやすくなっている
- ④写真の横に注釈がある(例:建物南側HIVPφ40 など)

## ・穿孔作業について

穿孔作業は、

**給水装置工事配管技能検定の合格者のみ**

行うことができます。

穿孔作業を行う方が変更になった場合は申込書2ページ目、協議欄に別途記載してください。

例 給水装置工事配管技能者番号 第KR03000001号  
氏名 ○○ ○○ 印

## ・各種立会い検査、穿孔作業現場について

中高層建築物等の中間・完成検査等の立会い検査については、主任技術者が立会いを行ってください。

濁りや管破損事故等が発生した現場の多くは、**主任技術者が不在**。  
穿孔作業を行う場合は、必ず主任技術者立会いの下行い、事故が発生した場合は至急連絡をください。

## ・大口径、濁りやすい地域での穿孔作業

可能な限り周辺地域へのお知らせを行ってください。

配布する「水道工事のお知らせ」の中に、

**「濁り等が発生した場合はご連絡ください」**

などの文言を忘れずに入れてください。



## ・給水装置工事申込書の用紙について

給水装置工事申込書の3ページ目以降の材料表及び図面等については、**申込書提出時は普通紙でも可**とします。

※不鮮明・裏映りがある等審査に問題が生じる場合は差し替えをお願いします。

完成届提出時には規定された厚さの用紙でご提出ください。

## ・図面の修正について

原則として差し替えで対応をお願いします。

- ・仮設工事用申請における**軽微な**修正について  
窓口での修正でも構いません。  
**丁寧に**修正を行ってください。

## ・拡大図、詳細図について

建築物の規模が大きい場合や配管が複雑になる場合、拡大図や詳細図を付けたり、分割して表示するなど可能な限り見やすくしてください。

## ・道路掘削工事における他の埋設物について

道路工事において、暗渠等の水道以外の埋設物が出てきた場合、可能な限り図面に残してください。

工事における事故等の防止のためにもご協力いただければと思います。



## ・既設メーターを使用した 仮設工事用申請について

速やかに使用開始の手続きをお願いします。  
開始手続きが遅れ、不明水が出る現場が増えています。

申込書提出後、そのまま3階のお客様サービス課検針係まで！

**無届工事・無断通水等について**

- ・無届工事
- ・私設メーターを設置する無断通水、盗水を行った場合は、指定の停止、取消の対象となります。残念ながら今年度も発生し、処分が決定しています。
- ・完成届出書の未提出  
工事検査を受けない場合、給水停止等の処分を行う可能性があります。

また、これらの事例に対応するため、

①検針員と連携し、申請有無の確認。

②一定期間を経過した申請について、現場確認。

上記の2点を実施することとなりましたのでご承知おきください。

完成届出書の未提出については、文書による注意等に応じていただけない場合は罰則の対象となる可能性があります。完成後、速やかに提出してください。

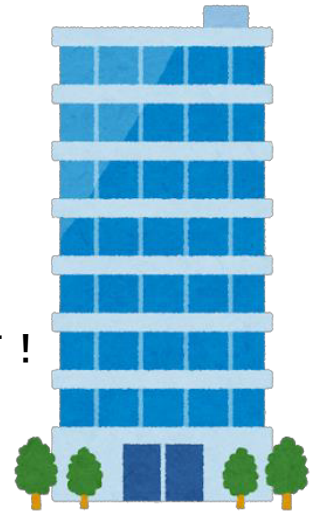
## 中高層建築物等直結式給水について

静岡市では**直結式給水の採用**を推奨しています。

条件に合えば、

**直結直圧式なら5階建てまで**  
**直結増圧式なら水理計算上可能な範囲まで**

給水可能です！



## ・直結直圧式中高層建築物における親メータ及びメータバイパスユニットの有無について

- ・3階建、各戸メーターが屋外埋設の場合  
戸数に関係なく、親メーター及びメータバイパスユニット**不要**
- ・3階建、PSに各戸メーター、10戸以下の場合  
親メーター**必要**、メータバイパスユニット**不要**
- ・3階建、PSに各戸メーター、11戸以上及び4階建以上の場合  
親メーター及びメータバイパスユニット**必要**

## ・水理計算について

### 専用住宅等直結給水の場合・・・

施工基準P5第3節1(1)一戸建て等における同時使用水量の算定方法  
ア 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

※任意に水栓を選択するときは、使用頻度等を考慮し、  
実際の使用形態に即した選び方をしてください。

### 大口径直結給水(2階建て以下)の場合・・・

施工基準P6第3節1(1)一戸建て等における同時使用水量の算定方法  
イ 標準化した同時使用水量により計算する方法

同時使用水量＝給水用具の全使用水量÷給水用具数×同時使用水量  
又は

施工基準P8第3節(3)一定規模以上の給水用具を・・・算定方法  
給水負荷単位により同時使用水量を計算する方法

ここで求めた同時使用水量Qを

$$Q = \frac{\pi D^2}{4} \times V$$

に代入する。

V=流速2.0m/sec  
D=給水管の口径

## 集合住宅等の場合・・・

施工基準P7第3節(2)集合住宅等における同時使用水量の算定方法

イ 戸数から同時使用水量を予測する算定式

$$10戸未満 \quad Q=42N^{0.33}$$

$$10戸以上600戸未満 \quad Q=19N^{0.67}$$

ウ 居住人員から同時使用水量を予測する算定式

$$1\sim 30人 \quad Q=26P^{0.36}$$

$$31人\sim 200人 \quad Q=13P^{0.56}$$

ここで求めた同時使用水量Qを

$$Q = \frac{\pi D^2}{4} \times V$$

に代入する。

## ・専用住宅等3階直結給水事前協議省略条件

- ・対象の建築物が3階建専用住宅若しくは併用住宅
- ・総給水用具数が10個以下
- ・3階部分の給水用具数が2個以下
- ・3階部分の給水用具が手洗い器、大便器等使用水量が少なく、出水不良が生じた場合に生活への影響が少ない

給水装置工事申込書を提出する際には、協議欄に

「配水管の水圧変動による出水不良、配水管工事等に伴う断水、濁水等による一時的な出水不良に異議申し立てをしません。」

と記載してください。

ご清聴ありがとうございました。

